




四万十市住宅耐震改修促進事業

～四万十市では住宅の耐震化に対して補助を実施しています!～

■対象：昭和56年5月31日以前に建築された住宅

■補助の流れ

次の①～③の順に補助を実施します。(それぞれで申込みが必要です。)

 ①耐震診断	 ②耐震設計	 ③耐震工事
<p>耐震診断士（建築士）を派遣し、お住まいが地震に対してどの程度の強さ（耐震性）をもっているのかを調査します。</p> <p>調査の結果、評点が1.0未満の場合は倒壊する可能性があります。</p> <p>四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱</p> <p>四万十市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱</p>	<p>耐震診断を受診後、倒壊する可能性がある住宅に対して、建築士が耐震性を高める（評点1.0以上にする）工事に必要な設計図等を作成します。</p> <p>※ここで耐震工事の具体的な費用が分かります。</p> <p>四万十市住宅耐震改修等促進事業費補助金交付要綱</p>	<p>耐震設計に基づいて、工務店が工事を行います。</p> <p>四万十市住宅耐震改修等促進事業費補助金交付要綱</p>
<p><費用></p> <p>無料（木造住宅の場合）</p> <p>※非木造住宅の場合は、上限84,700円補助。</p>	<p><補助金額></p> <p>上限 330,000円</p> <p>※基本的に無料（非木造は除く）</p>	<p><補助金額></p> <p>上限 1,250,000円</p>



★問い合わせ先：四万十市防災まちづくり課（建築土木監理室） 電話：(0880) 34-1809

- ★防災まちづくり課では、住宅の耐震化以外にも次のような補助制度があります。
- ・老朽住宅除却事業（古い建物の取り壊し）・・・（まちづくり係 電話 34-8150）
 - ・ブロック塀等対策事業（危険なブロック塀の撤去等）・・・（まちづくり係 電話 34-8150）
 - ・家具転倒防止対策事業（防止金具の選定と取り付け作業）・・・（防災係 電話 35-2044）